

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年9月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界（広域）東部アフリカにおける統合的湖沼流域管理（ILBM）の主流化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界（広域）東部アフリカにおける統合的湖沼流域管理（ILBM）の主流化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00530

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 9 月 24 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）東部アフリカにおける統合的湖沼流域管理（ILBM）の主流化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2025年11月から2026年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境保全グループ 自然環境保全第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 9月 30日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年 10月 1日 12時まで
3	質問への回答	2025年 10月 6日まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025 年 10 月 10 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025 年 10 月 28 日 12 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/JXyPi5B0wB>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

(1) 当該地域における湖沼流域管理の現状・課題及び本事業の位置づけ

1) 湖沼流域管理の重要性と関連する国際・国内枠組み

ビクトリア湖は、世界で2番目に大きな淡水湖であり、3つの国（ウガンダ、ケニア、タンザニア）にまたがり、3つの周辺ホスト国以外にも、ルワンダとブルンジの流域に広がっている。約4200万人以上がビクトリア湖を主要な食料源、雇用源、清潔な飲料水源として依存している。しかし、過去数十年間にわたり、森林伐採、未処理の排水・廃棄物の流入出、持続不可能な漁業・農業、外来侵入種等の導入、湿地の浸食侵食、無制限の採掘等の影響を受け、湖を過剰な栄養素と未処理の排水の溜まり場に変え、魚の大量死、藻類やの繁殖、水草の異常繁殖拡散等の複合的課題を抱えている。

近年、ビクトリア湖流域では、(i) 極端な降雨に伴う広域洪水や湖面上昇の再発リスク、(ii) Winam Gulf を中心とする水草の再拡大、(iii) 富栄養化に起因する有害藍藻ブルーム³の通年化と健康リスク、(iv) 都市部からの未処理下水の直接流入、といった既に顕在化した環境事象が同時多発的に進行している。これらは、漁業・観光・上水・保健・防災の複合的な社会経済損失を拡大させ、対応の遅延は累積的な機会損失につながる。さらに、上流域水源林の劣化（Mau 複合体）、重要湿地の改変・分断（Yala 湿地等）、生け簀ケージ養殖拡大に伴う負荷・病害・導入魚種による遺伝的攪乱、金採掘による水銀汚染、砂採取、マイクロプラスチック汚染が連鎖し、湖沼流域全体のレジリエンスを低下させている。

このような湖沼流域管理の課題に対し、2022年3月に開催された第5回国連環境総会（UNEA5.2）にて「持続可能な湖沼管理に関する決議案」が採択され、「1. 湖沼流域全体への規制、予算配分、データ共有等における国際協力、2. 気候適応、水資源管理、生物多様性保全などに関する国家開発計画に湖沼を含めること、3. 地域社会や先住民⁴を含む全てのステークホルダーの関与と能力構築、4. 科学と政策の関連性

³ 藍藻（シアノバクテリア）は、酸素発生を伴う光合成を行う細菌の一群である。藻類ブルームまたは水の華は、微小な藻類が高密度に発生し水面付近が変色する現象のこと。ビクトリア湖は富栄養化の問題に直面しており、その結果、ブルームを形成する藍藻（シアノバクテリア）の増加が報告されている。藍藻ブルームの濃度が高い水を未処理で使用することは、より大きな健康リスクをもたらす可能性があると報告されている。
<https://doi.org/10.2166/wh.2019.083>

アオコ（青粉）は、富栄養化が進んだ湖沼等において藍藻（シアノバクテリア）が大量に増殖し、水面を覆い尽くすほどになった状態、およびその藻類を指す。

⁴ 対象地域の先住民と湖沼・流域の環境との相互の関わり方を整理し、将来の案件形成における留意事項を整理する。

を重視した研究や指導」等の推進が加盟国には求められている。
なお、調査対象3カ国では次のような国家開発計画を自然環境保全分野において策定している。

ケニアは、「Vision 2030」の中期的実行計画である第4期中期計画を策定し、「包摂的な成長に向けたボトムアップ型経済変革アジェンダ」を具体的な優先施策に落とし込み実施している。その優先分野の一つである環境・自然資源セクターは、環境と気候変動、林業、観光を含む9つのサブセクターから構成され、持続可能な自然資源利用の原則に従い、森林・観光・野生生物の保全と管理、海洋資源の持続可能な利用促進、ならびに災害リスク管理を重点課題としている。さらに、国家気候変動適応行動計画（2023-2027）は、極端な降雨に伴う洪水・浸水被害を主要なリスクと位置づけ、ビクトリア湖流域を含む水系での洪水リスクへの対応を重視している。また、環境・気候変動・森林省の戦略計画（2023-2027）においても、「環境と森林生態系の保全、回復、管理」を主要成果領域に掲げ、ビクトリア湖およびナイバシヤ湖流域の保全と管理を通じた水資源の社会経済的利益向上を戦略目標に含めている。

タンザニアの国家5か年開発計画（2021/22-2025/26）においては、競争力、産業化、および人間開発のための戦略的介入として、環境と自然資源は国家の資産で持続可能な開発の基盤であり、現在と将来の世代の利益のために、環境保護と自然資源の持続可能な利用のシステムを強化し続けると示されており、持続的利用や保護の対象として湖や河川が含まれている。

ウガンダの国家開発計画IV（2025/26-2029/30）における「自然資源、環境、気候変動、土地および水資源管理プログラム」では、自然資源・土地・水・環境の持続可能な管理と気候変動対応が、国際的・地域的・国家的な開発目標の達成に不可欠とされている。さらに、水・環境省の五か年計画（2025/26-2029/30）は、「気候変動適応力の強化と社会経済的変革を実現するための水と環境資源の持続可能な開発・管理」を掲げ、その達成手段として「水・環境・自然資源の統合的かつ持続可能な管理の強化」を明記している。

本調査は前述の計画に資する事業形成を目指すものとなる。

2) 湖沼流域管理の推進

（ア）ILEC（国際湖沼環境委員会）の設立及びJICAとの連携

国際湖沼環境委員会（International Lake Environment Committee Foundation: ILEC）は、1984年8月27日、滋賀県大津市にて開催された第1回世界湖沼会議における国連環境計画（UNEP）の提言を踏まえ、滋賀県の働きかけのもと1986年に設立された。以来 ILEC は、世界中の湖沼調査、湖沼環境管理を目的とする研究セミナー、海外技術援助事業及び世界湖沼会議に対する支援・協力など、国内外の湖沼環境管理の推進に貢献してきた。なかでも人材育成に力を注ぎ、これまで74か国より577名（50%以上がJICA研修）の研修生を受け入れてきた。近年では、JICA 課題別研修「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理（2017～2024年）」が行われ、主な研修内容は以下のとおりであった。

- ・ 理念と実践：統合的湖沼流域管理（Integrated Lake Basin Management: ILBM）
- ・ 行政の取り組み：琵琶湖環境保全に係る滋賀県の政策
- ・ 環境管理技術：水質改善/モニタリング、GIS、環境教育、エコツーリズム、廃棄物管理
- ・ 体験学習：琵琶湖淀川大阪湾流域視察、うみのこ体験（琵琶湖の船上学習）

(イ) 世界湖沼会議及び世界湖沼の日

1984 年の第 1 回会議以降、ILEC 共催にて 20 回の世界湖沼会議が世界各国において開催されてきた。このような活動が世界的に評価された結果として、第 79 回国連総会（2024 年 12 月）にて、8 月 27 日が「世界湖沼の日」と定められた。

これは 1984 年の第 1 回世界湖沼会議開催日にちなんで制定された国際デーで、長年にわたる日本（主に滋賀県と ILEC）の活動と働きかけの成果といえる。国連環境計画（UNEP）は、「世界湖沼の日」の事務局として、関連する国際イベントや啓発活動の支援・調整を担うことが合意された。

(ウ) 世界湖沼会議と東アフリカ

2025 年 7 月、「世界湖沼の日」制定後初の世界湖沼会議（第 20 回）がオーストラリア、ブリスベンにて開催され、同会議は記念すべき節目の会議であることからということもあり、多くの参加者が集い（約 20 か国、300 人）、ブリスベン宣言が採択された。次回第 21 回会議は、2027 年 7 月（暫定）、ILEC 共催のもとタンザニア政府による開催が予定されており、同政府は、ILEC が JICA 研修を通して発展させてきた統合的湖沼流域管理（ILBM）における人材育成に強い関心を示している。

ILEC は 1990 年代より、ウガンダ、ケニア、タンザニアに代表されるビクトリア湖周辺の国々の政府関係者や湖沼関係者等と良好な関係を築いてきた。ビクトリア湖のような国際湖沼（Transboundary Lake Basin）の保全と管理には、複数国間の連携強化を図る地域アプローチが必須であり、東アフリカでは、8 か国から成る東アフリカ共同体（East African Community: EAC）が重要な役割を担うものと考えられる。

(2) 課題別事業戦略（JGA 自然環境保全）と統合的湖沼流域管理（ILBM）の位置づけ
地域住民の生計維持や防災・減災など、人間の安全保障にかかわるとの認識のもと、JICA は、湖沼を含む湿地生態系の保全を自然環境保全 GA 及びクラスター事業戦略において重要課題と位置付けている。具体的には、科学的根拠（データ）に基づくモニタリングや地域の現状を踏まえた対策手法の実証とモデル化に加え、保全政策の確立・制度化、環境ガバナンスの強化などをとおして、住民参加による協働管理体制の確立を目指している。

以上の方針と戦略は、現在 ILEC が進めている「統合的静水・流水流域管理」

（Integrated Lentic and Lotic Basin Management: ILLBM）との親和性が高い。このアプローチは、湖沼や沿岸の停滞水域と、それらに連関する流入・流出河川によって構成される静水－流水システムおよびその流域を包括的かつ統合的に管理するという概念に基づいている。

当該流域を対象とした事業形成により、JGA およびクラスター事業戦略で掲げる保全面積や裨益人口の目標達成に資することが期待される。

(3) 他の援助機関の対応（CBD リージョン・アプローチとの連携）

ビクトリア湖は、その湖面をタンザニア（49%）、ウガンダ（45%）、ケニア（6%）の 3 か国が保有する国際湖沼で、その流域にはブルンジ及びルワンダが加わる。ビクトリア湖及びその流域を含む 5 か国（ウガンダ、ケニア、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ）における環境・社会・経済に関する課題を統合的に解決するための EAC の専門機関として、2003 年にビクトリア湖流域委員会（Lake Victoria Basin Commission: LVBCA）が設立された。国際湖沼の複合的課題に対応するには、地域政府間機関（Regional Intergovernmental Organizations: IGOs）の役割が重要であり、EAC は、東アフリカ生物多様性地域戦略及び行動計画 2021-2031（EAC Regional

Biodiversity Strategy and Action Plan: RBSAP) を策定し、包括的な保全活動を推進している。

技術移転と能力強化を、世界の地域毎に効果・効率的に展開していこうとするリージョン・アプローチは、生物多様性条約 (CBD) の潮流に合致している (CBD/COP/DEC/16/3) 。統合的流域管理を行う場合には、土地利用計画／空間計画 (ゾーニング) が必要になるため、ウガンダ、ケニア、タンザニアなど、東アフリカの国々にとって能力強化の技術拠点となっている Regional Centre for Mapping of Resources for Development (RCMRD) との連携も効果的かつ相乗効果が期待できる。また JICA は、ラムサール条約事務局と協力協定 (MOC) を締結していることから、同事務局との連携可能性も有する。このような複数組織が複合的に関与する連携を進めるには、国際潮流のもと俯瞰的に調整を担える国際協力が必須であり、これまで ILEC が築いてきたアセットを活用し、地域レベルの支援の展開に質することが期待される。その他、以下の援助機関が活動を展開している。

1) 世界銀行「Lake Victoria Environmental Management Project (LVEMP)」

●Phase I : 1996-2005、Phase II : 2009-2017

世界銀行主導にて、東アフリカ共同体 (EAC) 及び流域国政府と協力し、流域全体を対象に、水質改善 (農業からの栄養塩流入削減、工業排水管理)、漁業資源管理 (ナイルパーチや在来種の持続的利用)、生物多様性保全 (流域湿地や森林の保全)、気候変動適応と流域住民の生計改善等を実施。なお、Phase III の計画も存在したが、実施には至っていない。

2) 欧州連合

●2006-2010 : 初期支援 (EAC 条約に基づく LVBC 設立を支援)

EAC 条約および同プロトコルに基づく LVBC の設立は、EAC 第 3 次開発戦略 (2006-2010) 期間に本部設置・人員配置等の運用化が進展した。欧州連合 (EU) は 2006 年創設の EAC パートナリシップ基金の拠出メンバーとして、条約実施 (EAC 機関の運用化・活動) を財政支援。2010 年、EU 資金案件 (EU-Africa Infrastructure Trust Fund) で LVBC と緊密に協力し、カンパラ含むビクトリア湖周辺の未処理排水対策で水・衛生改善実施支援。

●2016～準備、2020 年～ : Sustainable Development of Lake Victoria Basin プログラム

LVBC が実施主体の越境 IWRM プログラム (LVB-IWRMP) を EU・KfW が共同支援。湖と集水域の統合管理 (IWRM)、政策・規制の調和、モニタリング整備、投資案件形成を推進。具体投資としてし尿処理施設／下水接続・配管／公衆衛生施設などを実施。

3) グローバル環境ファシリティ UNEP/UNDP「Transboundary Diagnostic Analysis (TDA) & Strategic Action Programme (SAP)」

●2004-2010 : 初期 TDA と SAP 策定 (UNEP と連携)、2010-2016 : GEF 支援による実施フェーズ

科学的根拠に基づく、国境を越えた流域全体の一体的な管理枠組みを整え、流域の越境的環境課題 (富栄養化、漁業資源乱獲、外来種、森林破壊) の診断や共同戦略行動計画 (SAP) の策定と流域国の政策整合を実施した。

4) 国連環境計画「Adapting to Climate Change in Lake Victoria Basin (ACC-LVB)」

●2018-2023

実施体制 : 実施機関は UNEP、実行主体は LVBC、資金は Adaptation Fund

ビクトリア湖流域の周辺 5 か国において、1) 越境水系管理ヘレジリエンスを統合するための機関・技術能力の強化、2) 政策決定者・技術者・地域住民への正確かつ迅速

な気候情報提供の改善、3)水資源回収、気候スマート農業、EbA等の適応技術移転による脆弱性低減、4)住民参加型プロジェクトによる流域全体の適応力強化、5)国際河川流域管理と適応実践に関する知識管理(収集・共有・維持)の枠組み強化を、地域および地域社会の両レベルで展開し、ビクトリア湖流域の気候レジリエンスを強化する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、ビクトリア湖沼流域の課題やニーズ、取組、進捗等の情報収集を行い、将来の事業候補案や実施方法を含めた実施可能性、既存知見・ネットワークの活用等を検討するために情報収集・確認を行うことを目的とする。受注者は、この目的を達成するために、「第三条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第四条 調査の内容」に示す事項を実施し、「第五条 報告書等」で示す報告書等をJICA本部に提出するものである。

調査の範囲

- ケニア国内及びタンザニア国内において、ビクトリア湖流域保全を目的とするニーズ調査を基本とし、ウガンダにおいてはニーズや保全活動にかかる机上調査を行う。また以下に示すIGOsも調査対象とする。
 - ・ ケニア政府：観光・野生生物省、環境・気候変動・森林省、水・衛生・灌漑省など、流域管理、森林保全、生物多様性保全、農業、災害等を所掌する省庁
 - ・ タンザニア政府：天然資源・観光省はじめ農業・畜産・漁業省など、流域管理、森林保全、生物多様性保全、農業、災害等を所掌する省庁

(地域政府間機関 (IGOs))

- ・ 東アフリカ共同体 (EAC) 事務局：ウガンダ、ケニア、コンゴ民主共和国、ソマリア、タンザニア、ブルンジ、南スーダン、ルワンダ、(8か国)
 - ・ ビクトリア湖流域管理委員会 (LVBC) 事務局：ウガンダ、ケニア、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ (5か国)
 - ・ Regional Centre for Mapping of Resources for Development (RCMRD)：CBD 地域キャパビルセンター
-
- また、本調査では、将来の流域管理案件形成を想定し⁵、ビクトリア湖周辺生態系のうち、ケニア及びタンザニア領内における流域優先度を念頭に調査を行う。ケニア及び/あるいはタンザニアでは、ビクトリア湖の環境管理や流域管理に関係する政府組織や大学、研究機関、農業組合、民間企業などに対しニーズ調査を行う。また、流域管理活動の現場(コミュニティ等)を視察し現況を確認する。
 - ・ ケニア・タンザニア：ビクトリア湖流域のうち、総合的湖沼流域管理のモデル性が高く将来の展開拠点候補流域、(例：湖への最大流入河川のカゲラ川流域や、ケニア領内の流域)に関する情報を効率的に収集する。下記の事務局は必ず調査対象として含めることとする。
 - ・ 地域政府間機関 (IGOs)
 - ・ ビクトリア湖流域管理委員会 (LVBC) 事務局：ケニア、キスム市
 - ・ Regional Centre for Mapping of Resources for Development (RCMRD)：ケニア、

⁵ 将来案件への提案及び既存リソースの活用にかかる提案を行う。具体的には、湖沼流域にとっての重要性、アクセス、実効性などを含んで調査対象サイトの提案と将来の案件候補、その案件と関連した独立し既存リソースの活用について提案する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) ニーズ分析

統合湖沼流域管理（ILBM）を実践するには、① 環境管理技術（水質、衛星データ、土壌流出）、② 制度／政策・湖沼流域ガバナンス（国家間連携、省庁間連携、住民参加のための制度的連携体制、－技術委員会、大臣審議会等プラットフォームの有無）、③ 住民の生活（生計手段（e.g., SHEP 連携など）、衛生状態、感染症）、④ 知識・情報（各種データの有無／質、調査技術手法）、⑤ 災害リスク削減や気候変動適応など、分野毎の課題を克服する必要がある。一般的には、これらの必要項目を湖沼流域管理マスタープラン等に統合し、総合的管理を推進する必要がある。本点については、世界銀行の LVEMP IV など、⁶他ドナーが同様の活動を計画している可能性があるため、重複を避けるよう留意することが重要である。本調査では、他ドナーや JICA のビクトリア湖流域保全に関連するこれまでの成果や今後の計画も精査しつつ、ビクトリア湖流域管理にかかる必要要件と課題の優先度を確認し、ニーズ分析を行う。

(2) 案件形成の方向性

2026 年度要望調査を基に案件形成を進めることを念頭に、本調査において以下の点について意見交換、認識確認をする。

- ・ カウンターパート機関（二国間協力）：想定する案件概要につき、主 CP 候補の環境・気候変動・森林省（ケニア）、天然資源・観光省（タンザニア）と協議、認識確認を行う。対象流域内の経済活動については、農業・畜産・漁業関連省庁等とも協議する。
- ・ ビクトリア湖周辺流域国への波及：ビクトリア湖の統合的保全活動にかかる実務経験や政策関連知識につき、東アフリカ共同体（EAC）はじめビクトリア湖流域管理委員会（LVBC）、Regional Centre for Mapping of Resources for Development（RCMRD）を通し、① 国境を越えるネットワークによる人材育成体制構築／強化の可能性、② ビクトリア湖総合的保全の一環としてのモニタリング指標の統一化、住民参加の制度化、生計支援や普及活動など、多国間共通の課題を確認、対応方針等について意見交換し、現況把握とニーズを確認する。

第4条 調査の内容

(1) 準備業務

(ア) 業務計画書の作成と説明

ビクトリア湖における統合的湖沼流域管理に関連する情報をとりまとめ、業務計画書（案）を作成する。JICA からのコメントを踏まえ、必要な修正を行ったうえで業務計画書を提出する。

⁶ 技術提案書にて世界銀行による一連の「ビクトリア湖環境管理計画（LVEMP）」及び他ドナーの取組実績、成果、課題や教訓を、当該情報収集・確認調査と将来案件にどのように参考にすべきか、具体的に参照できるように、提案すること。

(イ) 政府機関及び EAC、LVBC 及び RCMRD へのアンケート（質問票）

ビクトリア湖の統合的湖沼流域管理に関する既存情報を収集し、ニーズ分析を行う。そのうえで、現地において確認・追加収集が必要な情報、ヒアリングすべき現地関係機関を整理しアンケート等、現地調査のための質問票を作成する。また、周辺流域の国々に関するニーズも把握するため、EAC はじめ、LVBC や、RCMRD 等に対する質問票を整理・作成する（地域の流域管理ガバナンスはじめ個別の技術的課題など）。

(ウ) インセプションレポートの作成

上記を踏まえ、現地調査での説明資料としての活用を前提に、調査基本方針、作業計画、調査の進め方等概要をまとめ、発注者と協議する。案件候補案についても別添としてその時点でのものを含め、現地調査で必要な情報を整理し（イ）に含める。

(エ) 現地への事前質問票配布

現地事務所の助言・協力を得つつ、現地特殊備上と調整の上、現地渡航前に質問票を配布する。

(2) 現地調査（政府機関と EAC、LVBC 及び RCMRD）

国内作業結果および JICA からのコメントを踏まえ、聞き取りを含む現地調査を行う（ケニア、タンザニア）。

(ア) 追加情報の収集

日本国内で収集できなかった情報につき、事前に現地関係機関等から入手する。

(イ) 現地調査

1 次国内作業にて用意し事前配布した質問票を基に、関連省庁間の横断的取り組みに関し聞き取り調査を行う。調査項目は以下を想定するが、収集した情報内容を踏まえ整理・調整する。

- ・ 政府機関：天然資源・観光省や農業・畜産・漁業省等
- ・ 地域政府間機関（IGOs）：EAC、LVBC、RCMRD
- ・ 現場視察：案件対象候補地の流域内の土地利用状況やインフラ（e.g. 防災）、やパイロット村落（案件対象候補）など

(3) 整理業務

(ア) 調査の結果報告とオンライン協議の調整及び実施

現地調査終了後に、調査結果と特に優先度の高い事業案の説明を目的としてオンライン協議を調整、実施する。オンライン協議では、発注者も同席し、先方のコメントや意向について確認する。

(イ) 報告書とりまとめ

上記の調査結果を分析し、報告書にとりまとめる。JICA からのコメントを踏まえ、必要な修正を行い最終報告書を提出する。今後の事業展開に関し、優先度の高いニーズと具体的事業案について、技術協力や研修事業等、今後の事業展開可能性／選択肢を提言としてまとめる。

地域研修に関しては、これまでの JICA-ILEC 研修成果を踏まえ、今後の統合的湖沼流域管理につき、必要と考えられる研修内容を提案する。技術協力事業については、統合的湖沼流域管理を制度化・主流化する必要性、展開可能性等がある場合には、そ

の道筋を明示し、関係機関や住民を含む能力強化概要を提案する。

第5条 報告書等

報告書の提出期限は、契約履行期間の末日とする。なお、本件は年末年始をはさみ2か国への渡航が入ることから、事前に報告書提出までのスケジュールを十分調整のうえ、調査を進める。

	報告書等	提出期限	言語	備考
1	業務計画書	契約締結日から起算して 10 営業日 (2025 年 12 月初旬)	電子データのみ 和文	
2	インセプションレポート	2025 年 12 月中旬	電子データのみ 英文	
3	業務完了報告書	2026 年 2 月 27 日 (金)	CD-R 3 枚(和英同梱) 和文報告書 3 部(製本) 英文報告書 3 部(製本)	

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	調査対象地域の先住民族に関し、留意すべき内容。	第1条 調査の背景・経緯 (1) 1)
2	湖沼流域の統合的管理の観点で、ニーズが高く優先的取組みが必要と考えられるビクトリア湖周辺の調査対象地候補、課題群の提案	第2条 調査の目的と範囲
3	統合的管理の主流化に貢献する と考える、既存リソースの活用にかかる提案	第2条 調査の目的と範囲
4	世界銀行による一連の「ビクトリア湖環境管理計画 (LVEMP)」及び他ドナーの取組実績、成果、課題や教訓を、当該情報収集・確認調査と将来案件にどのように参考にするべきか、提案する。	第3条 実施方針及び留意事項 (2)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 3.00 人月

(現地渡航回数：延べ2回)

業務従事者の専門性構成の検討に当たっては、流域管理、気候変動適応／レジリエンスに係る専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

- 1) 対象国及び類似地域：ケニア・タンザニア国・ウガンダ国及びアフリカ地域
- 2) 語学能力：英語

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 特になし

２）公開資料

- ILEC 研修の歴史・ネットワーク形成
- ILEC ウェブページの研修カリキュラム

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇄スワヒリ語、現地＊語） ※タンザニア：公用語は英語、スワヒリ語で行政官とのコミュニケーションは英語とスワヒリ語、しかしスワヒリ語が優勢の様。サイトは最終化前だが、Kegara 川流域の場合、サイト訪問ではスワヒリ語と現地語（Bukoba で Haya 語、Karagwe で Nyambo 語）を想定。 *ケニア：公用語は英語、スワヒリ語で行政官とのコミュニケーションは英語とスワヒリ語。サイト最終化前だが、サイト訪問が Kisii の場合、Ekegushi 語、スワヒリ語、Dholuo 語を想定。	無
3	執務スペース	無

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

２．技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（１）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：統合的湖沼管理、統合的流域管理に係る業務

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

- １）及び２）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.（2）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（3）定額計上について（該当する□にチェック）

■ 本案件は定額計上はありません。

（4）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（5）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2